

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(給料表及び職務の級)</p> <p>第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p><u>(2) 教育職給料表（別表第2）</u></p> <p>ア <u>教育職給料表(1)</u></p> <p>イ <u>教育職給料表(2)</u></p> <p>ウ <u>教育職給料表(3)</u></p> <p>〔(3)～(7) 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める<u>日に</u>、その者の勤務成績に応じて行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、</p>	<p>(給料表及び職務の級)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p><u>(2) 教育職給料表（別表第2）</u></p> <p>ア 高等学校等教育職給料表</p> <p>イ 小学校・中学校教育職給料表</p> <p>ウ 幼稚園教育職給料表</p> <p>〔(3)～(7) 同左〕</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める<u>日に</u>、<u>市規則で定める期間における</u>その者の勤務成績に応じて行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、</p>

昇給調査対象期間（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前年度の4月2日以後に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員のうち、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受けるもの（以下「教育職員」という。）及び消防局に所属する職員（以下「消防局職員」という。）にあつては、当該昇給調査対象期間における勤務成績（これらの職員の職務について監督する地位にある者が行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）が良好である職員が属する区分）に属するものとされた者について、4号給とすることを標準として市規則で定める基準に従い算定した号給数（以下「基準昇給号給数」という。）に、次項及び第7項に定めるところによる調整を行い、決定するものとする。

6 昇給調査対象期間の全部を勤務した職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間（昇給させる

同項に規定する期間の全部を勤務した職員であつて当該期間における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分に属するものとされた職員（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員のうち、高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの（以下「教育職員」という。）並びに消防局に所属する職員にあつては、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員）の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、市規則で定める基準に従い決定するものとする。

[新設]

年度の前々年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分（消防局職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であつた者及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であつた者に限る。以下この項、次項第3号及び第8項第2号において同じ。）であつた者にあつては、前年度昇給調査対象期間における勤務成績が特に優秀である又は優秀である職員が属する区分。次項第1号において同じ。）に属するものとされた職員（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間に、新たに採用された職員、新たに教育職員となつた者及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける者から人事交流等により引き続いて職員となつた者（以下「前年度新規採用職員等」という。）を除く。） 昇給させる年度の前年度の昇給に係る基準昇給号給数（以下「前年度昇給基準昇給号給数」という。）から4（昇給させる年度の前々年度の4

月2日以後に新たに職員となつた者で市規則で定めるものにあつては、他の職員との均衡を考慮して市規則で定める数。)

(以下「基準調整数」という。)を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0)に相当する号給数

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分(消防局職員であつた者にあつては、前年度昇給調査対象期間における勤務成績がやや良好でない職員が属する区分。次項第2号及び第8項第1号において同じ。)又は第5区分(消防局職員であつた者にあつては、前年度昇給調査対象期間における勤務成績が良好でない職員が属する区分。次号、次項第2号及び第3号並びに第8項第1号及び第2号において同じ。)に属するものとされた職員(前年度新規採用職員等及び次号に掲げる職員を除く。) 基準昇給号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であ

り、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果（消防局職員であつた者にあつては、当該消防局職員の勤務成績の評価）及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして市長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと市長が認める職員（前年度新規採用職員等を除く。） 基準昇給号給数に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する号給数

7. 前項の規定にかかわらず、昇給させる年 [新設]

度に属するいずれかの日に56歳（医師及び歯科医師にあつては、58歳）に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分（教育職員及び消防局職員にあつては、当該昇給調査対象期間における勤務成績が特に優秀である又は優秀である職員が属する区分。第11項において同じ。）に属するものとされた者の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定によ

り任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員等を除く。）

0号給

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員等及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果（消防局職員であつた者にあつては、当該消防局職員の勤務成績の評価）及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして市長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすること

が適当でないと市長が認める職員（前年度新規採用職員等を除く。）基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

8 第5項の規定にかかわらず、昇給させる [新設]

年度に属するいずれかの日に56歳（医師及び歯科医師にあつては、58歳）に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分（教育職員及び消防局職員にあつては、当該昇給調査対象期間における勤務成績が良好である、やや良好でない又は良好でない職員が属する区分）に属するものとされた者を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第

4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員等及び次号に掲げる職員を除く。） 基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数に相当する号給数を当該職員の昇給の号給数とする。

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果（消防局職員であつた者にあつては、当該消防局職員の勤務成績の評価）及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして市長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと市長が認める職員（前年度新規採用職員等を除く。） 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

9 第5項及び前項の規定にかかわらず、昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間にその職務の級が1の職務の級から他の職務の級に移つた職員を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との [新設]

均衡を考慮して市規則で定めるところにより決定するものとする。

10 第5項及び前2項の規定にかかわらず、 [新設]

昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて昇給調査対象期間に任期付職員（法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）から引き続いて任期付職員として採用された者（同種の任期付職員に引き続いて採用されたと市長が認める者に限る。）又は前年度昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に次に掲げる者となり、当該期間内に当該者から引き続いて職員となつた者であるものを第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第10条に規定する退職派遣者

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員

(3) 本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員又は職員

(4) 本市と国、他の地方公共団体又は国立大学法人との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により国家公務員又は当該地方公共団体若しくは当該国立大学法人の職員となつた者

11 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に57歳（医師及び歯科医師にあつては、59歳）以上の年齢に達することとなる職員であつて昇給調査対象期間の全部を勤務した者の昇給は、当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において当該職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分が第1区分又は第2区分である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

12 第4項、第5項及び第8項から前項までの規定によるもののほか、市規則で定める事由により市長が表彰を行つた職員については、市規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができ

6 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳（医師及び歯科医師にあつては、58歳）以上の年齢に達することとなる職員の昇給は、市規則で定める場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定の例により算定した昇給の号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

7 前3項の規定によるもののほか、市規則で定める事由により市長が表彰を行つた職員については、市規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。

る。

13～18 [略]

19 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

20 [略]

（初任給等の調整）

第5条の2 前条第2項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに給料表の適用を受けることとなる日の前日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例若しくは企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の適用を受ける職員又は職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）の適用を受ける学校事務職員若しくは学校栄養職員であり、かつ、新たに受けることとなる号給の給料月額が市規則で定める額に達しないときは、当該職員の給料月額については、市規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

[2 略]

（産業教育手当）

第14条の2 地方自治法（昭和22年法律第67

8～13 [同左]

14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

15 [同左]

（初任給等の調整）

第5条の2 前条第2項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに給料表の適用を受けることとなる日の前日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）若しくは企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の適用を受ける職員又は職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）の適用を受ける学校事務職員若しくは学校栄養職員であり、かつ、新たに受けることとなる号給の給料月額が市規則で定める額に達しないときは、当該職員の給料月額については、市規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

[2 同左]

（産業教育手当）

第14条の2 高等学校の工業に係る産業教育

号)第252条の17第1項の規定に基づき大阪府に派遣され、大阪府立学校条例(平成24年大阪府条例第89号)第3条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)に勤務する教育職員のうち、高等学校の工業に係る産業教育に従事するもので市規則で定めるものに対し、産業教育手当を支給する。

[2 略]

(定時制教育手当)

第14条の3 地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき大阪府に派遣され、定時制の課程を置く高等学校に勤務する教育職員で市規則で定めるものに対し、定時制教育手当を支給する。

[2 略]

(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)

第22条の2 [略]

2 第5条第2項から第16項まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(教職調整額)

第23条の2 教育職員(校長、園長、副校長、教頭及び大阪市立デザイン教育研究所条例(昭和62年大阪市条例第49号)第1条に規定する大阪市立デザイン教育研究所(以下「デザイン教育研究所」という。)に勤務する教育職員を除く。第3項において同じ。)には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

[2・3 略]

に従事する教育職員で市規則で定めるものに対し、産業教育手当を支給する。

[2 同左]

(定時制教育手当)

第14条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの教育職員で市規則で定めるものに対し、定時制教育手当を支給する。

[2 同左]

(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)

第22条の2 [同左]

2 第5条第2項から第11項まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(教職調整額)

第23条の2 教育職員(校長、園長、副校長及び教頭を除く。第3項において同じ。)には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

[2・3 同左]

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第23条の3 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第11条の2及び次条の規定並びに次に掲げる条例の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

[(2)~(4) 略]

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 略]

備考

(1) この表は、デザイン教育研究所に勤務する所長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手、教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事並びに地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき大阪府に派遣され、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。

[(2)~(4) 略]

(5) デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の給料月額は、この表の規定による給料月額に当該額の

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第23条の3 [同左]

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年大阪市条例第79号)

[(2)~(4) 同左]

別表第2

教育職給料表

ア 高等学校等教育職給料表

[表 同左]

備考

(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手又は教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事に適用する。

[(2)~(4) 同左]

[新設]

100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）

を加えた額とする。

(6) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、当該再任用職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とする。

[表 略]

イ 教育職給料表(2)

[表 略]

備考

(1) この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。

[(2)~(5) 略]

ウ 教育職給料表(3)

[表 略]

[備考 略]

別表第7

指定職給料表

号給	給料月額
1	<u>660,900円</u>
2	<u>720,300円</u>

(5) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 同左]

イ 小学校・中学校教育職給料表

[表 同左]

備考

(1) この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。

[(2)~(5) 同左]

ウ 幼稚園教育職給料表

[表 同左]

[備考 同左]

別表第7

指定職給料表

号給	給料月額
1	<u>706,800円</u>
2	<u>770,300円</u>

[備考 略]

別表第8

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 消防正監（ <u>理事及び消防次長</u> を除く。）の職務
[略]	

イ 教育職給料表(1)級別基準職務表

[表 別紙2 挿入]

ウ 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	1 小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の教

[備考 同左]

別表第8

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[同左]	
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 消防正監（ <u>理事</u> を除く。）の職務
[同左]	

イ 高等学校等教育職給料表級別基準職務表

[表 別紙1 挿入]

ウ 小学校・中学校教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校 <u>又は中学校</u> の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	1 小学校 <u>又は中学校</u> の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 小学校 <u>又は中学校</u> の教諭（主務教諭で

	論（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務		ある教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務
特2級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務	特2級	小学校又は <u>中学校</u> の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務
3級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の副校長又は教頭の職務	3級	小学校又は <u>中学校</u> の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の校長又は <u>准校長</u> の職務	4級	小学校又は <u>中学校</u> の校長の職務
エ 教育職給料表(3)級別基準職務表 [表 略] [オ～コ 略]		エ 幼稚園教育職給料表級別基準職務表 [表 同左] [オ～コ 同左]	
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定、第5条第5項の改正規定（「高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」を「教育職給料表(1)、教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)」に、「並びに消防局」を「及び消防局」に改める部分に限る。）並びに第14条の2第1項、第14条の3第1項、第23条の2第1項、別表第2、別表第7及び別表第8アからエまでの改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

2 大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第 3 条 教育委員会所管の学校又は幼稚園の職員（以下「教職員」という。）のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第 4 条第 1 項第 2 号アに掲げる<u>教育職給料表(1)</u>、同号イに掲げる<u>教育職給料表(2)</u>又は同号ウに掲げる<u>教育職給料表(3)</u>の適用を受ける職員については、第18条の規定は適用しない。</p> <p>[2 ・ 3 略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 3 条 教育委員会所管の学校又は幼稚園の職員（以下「教職員」という。）のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第 4 条第 1 項第 2 号アに掲げる<u>高等学校等教育職給料表</u>、同号イに掲げる<u>小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表</u>の適用を受ける職員については、第18条の規定は適用しない。</p> <p>[2 ・ 3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

3 職員の給料の調整額に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給対象及び支給額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条</p>	<p>(支給対象及び支給額)</p> <p>第 2 条 [同左]</p> <p>2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条</p>

<p>の規定による短時間勤務をしているもの に対して支給する給料の調整額の月額 は、前項各号に定める月額に、職員の給 与に関する<u>条例第5条第18項</u>に規定す る算出率を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数があるときは、これを切り捨て た額)とする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>の規定による短時間勤務をしているもの に対して支給する給料の調整額の月額 は、前項各号に定める月額に、職員の給 与に関する<u>条例第5条第13項</u>に規定す る算出率を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数があるときは、これを切り捨て た額)とする。</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間(以下「調査対象期間」という。)における実勤務日数(所定の勤務日の日数から欠勤等の日数(欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。)を減じた日数をいう。以下同じ。)の区分(第3号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分)に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

<p>とする。</p> <p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに<u>教育職給料表(1)</u>又は<u>教育職給料表(2)</u>の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、<u>教育職給料表(3)</u>の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに<u>高等学校等教育職給料表</u>又は<u>小学校・中学校教育職給料表</u>の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、<u>幼稚園教育職給料表</u>の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[3～5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

[別表第8 イ 高等学校等教育職給料表級別基準職務表の表 別紙1]

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務 2 高等学校の実習助手の職務
2 級	1 高等学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 高等学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務
特2 級	高等学校の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務
3 級	高等学校の教頭の職務
4 級	高等学校の校長又は准校長の職務

[別表第8 イ 教育職給料表(1)級別基準職務表の表 別紙2]

職務の級	基準となる職務
1級	1 デザイン教育研究所の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務 2 デザイン教育研究所の実習助手の職務 3 高等学校の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務 4 高等学校の実習助手の職務
2級	1 デザイン教育研究所の主務教諭である教諭又は主務養護教諭である養護教諭の職務 2 デザイン教育研究所の教諭（主務教諭である教諭を除く。）又は養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）の職務 3 指導主事（その職務の級が特2級、3級又は4級である指導主事を除く。）の職務 4 高等学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 5 高等学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務
特2級	1 デザイン教育研究所の主幹教諭、指導教諭又は指導養護教諭の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事の職務 3 高等学校の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務
3級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする指導主事の職務 2 高等学校の教頭の職務
4級	1 デザイン教育研究所の所長の職務 2 首席指導主事又は首席管理主事の職務 3 高等学校の校長又は准校長の職務

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

職員の昇給の基準、教育職給料表の名称及び同表の適用を受ける職員の範囲並びに高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員等に係る基準となる職務を改めるとともに、指定職給料表の適用を受ける職員等の給料月額を改定し、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。